

山梨県内における埋蔵文化財発掘調査の積算基準

1 趣旨

この基準は、平成 12 年 12 月 14 日付け文化庁次長通知「埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算標準について（報告）」により都道府県において積算標準を策定・活用することとされたのを受け、山梨県内における埋蔵文化財発掘調査の積算基準を定めるものである。本県基準の策定にあたっては文化庁の積算標準及び昭和 61 年 10 月に関東甲信越静地区都県指定都市文化財行政主管課長会議が定めた「埋蔵文化財発掘調査基準」（関プロ基準）を参考とし、山梨県市町村埋蔵文化財諸問題検討会議における検討を踏まえている。

2 適用

ここに示す積算基準は、原則として山梨県内で行われる開発事業に伴う埋蔵文化財の記録保存のための発掘調査に適用するものとする。この基準における発掘調査とは、①現地における発掘調査作業（以下「発掘作業」という。）、②調査記録と出土品の整理作業から報告書作成までの作業（以下「整理等作業」という。）を経て、③発掘調査報告書（以下「報告書」という。）の刊行に至る一連の作業すべてをいう。発掘調査費の積算にあたっては、この基準及び別に定める山梨県埋蔵文化財発掘調査基準（平成 28 年 4 月 1 日）に従うものとし、その発掘調査を適切に実施し、報告書を刊行するまでに必要な経費を算定するものである。

3 積算の考え方

この積算基準は、試掘調査結果を基にし、現地における発掘作業量及び整理作業量、報告書量を積算するものである。発掘調査は、主に発掘作業員や整理作業員による作業等によってすすめられるものであるから、その作業量が全体の経費の基本となる。よって発掘調査における作業員の総作業量を積算することが必要となってくる。

埋蔵文化財の保護措置としての記録保存は、あらかじめ事業地における試掘・確認調査により事前に遺跡の内容を把握していることを前提とし、そこから①現地における発掘作業、②整理等作業を経て、③報告書の刊行までを含む。したがって、積算基準では、試掘調査終了後の現地での発掘作業及び整理等作業、報告書刊行までの作業量を算定する。遺跡の発掘調査にかかる期間や経費は、その性格・内容等によって大きく異なる。よって、試掘調査における結果をできるだけ正確にとらえた上で積算するべきであり、不十分であるならば、その積算結果は大きく異なることとなる。試掘調査で積算することが難しい場合には、積算根拠として確認調査を実施することが望ましい。積算の根拠となる基準及び補正值は、事前に実施する試掘・確認調査結果によるものであるから、試掘・確認調査では必要な調査範囲、表土や遺物包含層の厚さ・面積・土質・遺物量、遺構の種類・密度・内容・遺物量及び時代等を把握するよう実施しなければならない。

整理等作業の期間については、発掘作業が行われた期間、時代及び出土遺物量によって各遺跡により異なる場合があるので、あらかじめ開発事業主体者に変更があることを説明し、

現地での発掘作業が終了した段階でその結果により見直すことも必要である。

また、発掘作業や整理等作業は記録保存の性質上、一定の水準を保つ必要があり、調査や記録は過不足なく必要な事項にそって的確に実施しなければならない。

さらに、発掘調査報告書は、開発によって失われる埋蔵文化財を記録媒体である報告書によって保存するという埋蔵文化財保護の行政的手法にとって必要不可欠のものであることから必ず刊行されなければならない。

以上、発掘調査は、現地での発掘作業だけではなく、出土品や記録類の整理等作業とこれらの成果をまとめた報告書の作成・刊行をもって完了するものであることから、経費及び期間の積算の基準はこれら一連の作業について必要であるとともに、開発事業主体者に説明できるものでなくてはならない。

報告書の分量は頁数とし、試掘調査によって推定される発掘調査を実施した場合の遺構数及び遺物量によって積算するものとする。整理等作業の積算は発掘調査が終了し、全体の遺構数及び遺物量が明らかとなった段階で別途行う方がより正確であることから、原則として発掘作業完了後にすみやかに整理等作業についての積算を行うことが適当である。

しかし、本発掘調査に着手する前に、本発掘調査に要する経費全体を積算しなければならない場合もあるので、その場合には、発掘結果により変動が生じる可能性を開発事業主体者に説明した上で積算を行い、必要があれば発掘作業の過程から完了までの間の適切な時期に見直しを行い、その変更を行うのが適当である。

4 積算の方法

4.1 発掘作業積算基準

4.1.1 発掘作業の工程

発掘作業積算は、現地での発掘作業の工程を①表土掘削、②包含層掘削、③遺構確認、④遺構掘削の4工程に分けた作業量で示し、これに伴う作業として⑤測量作業量、⑥写真作業量、⑦諸作業量を加えたものを発掘作業における総作業量と考える。作業量は発掘に従事する作業員1人あたりの作業量として換算し、作業量は延べ作業員人数で示す。なお、遺跡の発掘作業は、立地条件や土質、遺構・遺物の量と内容等によって作業能率が変動するため、標準歩掛を定めるとともに、山梨県の実態に合わせて補正歩掛を設け、延べ作業員算出の基礎とする。

① 表土掘削

表土量を1日あたりの掘削土量で除したものが作業量となる。表土量は、調査面積×表土の厚さによって算定する。なお、表土掘削については、重機（バックホー）を使用するものとするが、重機の使用が困難な場合については、人力で対応することとなる。重機による表土掘削の作業量については重機稼働日数とし、延べ作業員人数からは除く。

人力による掘削1人あたりが1日で掘削できる土量は山梨県土木工事標準積算基準を基に2.5 m³とする。表土から確認面までの土質が掘削に影響を及ぼすものと考えられ、土質により作業量を補正する。土質による補正值・分類は山梨県土木工事標準積算基準書を基に定める。また作業員の性別や年齢の構成状況に基づき、作業量を補正する。

重機による掘削使用する重機の大きさは発掘調査現場により異なるが、重機の1日あたりの掘削土量を山梨県土木工事標準積算基準書の作業土工を基に定める。重機による掘削には、周囲に障害物がなく連続掘削作業が可能となる簡単な場合には補正する。また遺物遺構により慎重に作業しなければならぬ状況など作業に影響が生じる場合があるので作業条件により補正する。なお、礫混じりの地山、湧水がある軟弱地盤など劣悪な土質の場合のみ、補正係数を困難の0.6とする。別途、埋め戻しが必要となる場合は、山梨県土木工事標準積算基準書を基に、ルーズな状態の積み込みの作業量とし、また土量は表土剥ぎ、包含層掘削、遺構確認掘削及び遺構掘削に伴って想定される土量に土量変化率を乗じた土量を運搬すべき土量とする。

○計算式

$$\text{表土土量} \div (\text{1日の掘削量} \times \text{掘削補正係数}) = \text{重機稼働日数、延べ作業員数①}$$

② 包含層の掘削

遺物を取り上げながら、なおかつ土層の変化に注意しながら掘り下げを行う作業である。この場合には、1人・1日、0.9 m³を基本とする。

包含層の土量は、包含層面積×包含層厚さによって算定する。調査面積と包含層面積が同じ場合は、調査面積とする。包含層の掘削については、土質により補正係数を非常に困難（湧水があり劣悪）から簡単までの0.6～1.1と定める。遺物量について補正係数の表を基に補正係数を、100 m²あたりに換算した遺物量に対して、整理箱2箱以上（多量複雑）から1箱未満（少量単純）まで0.9～1.1に定める。なお、遺構の可能性が高い包含層における掘削で、遺物の点取り上げ作業が必要とされる場合は、非常に複雑0.7とする。

○計算式

$$\text{包含層土量 (包含層面積} \times \text{厚さ)} \div (\text{1日の掘削土量 } 0.9\text{m}^3 \times \text{土質補正係数} \times \text{遺物量 } 1 \text{ 補正係数}) = \text{延べ作業員数②}$$

③ 遺構確認

遺跡の調査区全体を精査し遺構を探し、この時点で遺構の種別・数量を把握する作業である。この場合は、実態上、面積（m²）を対象として歩掛を設定することが適当であり、1人・1日、標準掘削面積60 m²を基本とする。

遺構確認は、調査面積に対して深さ5 cmの掘削を標準とする。遺構の密度・遺構識別確認の難易度によって影響されるため、各項目で補正する必要がある。

遺構密度は補正係数を、100 m²あたりに占める遺構面積に換算し、30 m²以上（濃い）から20 m²未満（薄い）まで0.8～1.2と定める。遺構識別確認の難易度は、5 cmの掘削による遺構確認に対して、それ以上が必要（困難）からそれ未満（簡単）まで0.8～1.2と定める。

○計算式

$$\text{遺構確認面積 (調査面積)} \div (\text{1日の標準掘削面積 } 60 \text{ m}^2 \times \text{遺構密度補正係数} \times \text{識別難易度補正係数}) = \text{延べ作業員数③}$$

④ 遺構掘削

検出した遺構を、遺物や土層に注意しながら慎重に掘り進める作業である。遺構を掘削する土量は遺構毎に標準的な土量を定める。この場合は、1人・1日、0.4 m³ を基本とする。

遺構掘削は、遺構の土質、内容、遺物量の程度等によって作業の進捗に影響を受けるので補正する必要がある。

遺構の土質および遺物量についての補正は、包含層の土質補正係数に準じる。遺構の内容については、その立体性や構造により、非常に複雑から簡単まで 0.6～1.2 と定める。

○計算式

遺構標準土量 ÷ (一日の掘削土量 0.4m³ × 土質補正係数 × 遺構内容補正係数 × 遺物量補正係数) = 延べ作業員数④

⑤ 測量・実測作業

測量・実測作業とは、周辺地形や遺物の出土状況、遺構図の作成など記録図面作成として調査標準により必要に応じて実施するものである。①から④までの各作業を実施するにあたり必要となってくる。測量・実測作業量は、①から④までの総延べ作業員人数に対して 10% の作業量とする。

○計算式

(①+②+③+④) × 10% = 延べ作業員人数⑤

⑥ 記録写真作業

記録写真作業とは、周辺地形や遺物の出土状況、遺構掘削の状況など写真記録作成として調査標準により必要に応じて実施するものである。①から④までの各作業を実施するにあたり必要となってくる。記録写真作業量は、①から④までの総延べ作業員人数に対して 10% の作業量とする。

○計算式

(①+②+③+④) × 10% = 延べ作業員人数⑥

⑦ 諸作業

諸作業とは、毎日の発掘調査の準備作業や撤収作業、雨後の配水作業、遺構・遺物保護のためのシート等の覆い作業、現場管理に係わる足場や囲柵の設置等の労務作業に要する作業である。諸作業量は、①から⑥までの総延べ作業員人数に対して 5% の作業量とする。

○計算式

(①+②+③+④+⑤+⑥) × 5% = 延べ作業員人数⑦

4.1.2 発掘作業に要する総作業員数の積算方法

発掘作業は、表土掘削作業から始まり遺物包含層の作業、遺構検出作業、遺構掘削作業及び各諸作業に要する図面作成・記録写真等までの発掘調査行程があり、それぞれに

関わる作業員数の総合計により 次のように表すことができる。

○計算式

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5} + \textcircled{6} + \textcircled{7} = \text{総発掘延べ作業員数 A}$$

① 調査条件による補正

山梨県の場合、冬季（12月～3月）は、特に山間地において遺構確認面の凍結により作業能率等が著しく低下し、また夏季（7月～9月）は、特に盆地部において熱中症予防のための小休止等が必要となるため、それらの期間は人力掘削工程の補正歩掛に補正係数 1.3 を乗じて調査期間を補正する必要がある。季節係数の適用は地域性を考慮して選択する必要がある。

○計算式

$$\text{総発掘延べ作業員数 A} \times \text{季節係数} = \text{総発掘延べ作業員数 B}$$

② 作業員習熟度による補正

埋蔵文化財発掘調査においては、埋土の掘削が基礎的な作業であるが、出土品に注意を払い、出土品を元位置にとどめたまま掘削するなど、土木工事の掘削作業とは異なる作業が必要となる。このような埋蔵文化財の発掘調査に特有な埋土の掘削作業においては、作業員の熟練の度合いによって掘削土量が異なるため、人力掘削工程の補正歩掛に補正係数「標準 1」、「熟練 0.8」、「初心者 1.2」を乗じて調査期間を補正する必要がある。

○計算式

$$\text{延べ作業員数 B} \times \text{作業員習熟度係数} = \text{総発掘延べ作業員数 C}$$

4.1.3 発掘作業期間について

1人の発掘担当者が指揮できる発掘作業員数は、熟練度にもよるが15名からおおよそ20数名としている。

作業員数については、調査方法により作業員数を多く必要としない、あるいは調査面積が極めて少ないような場合については小人数で対応し、集落遺跡のような場合については、調査の最盛期について作業員が増員される場合もある。但しこの場合は、調査面積がある程度の広さを必要とし、狭い範囲での調査においては、作業員数の限度が自ずと生ずることとなる。発掘作業期間は、総発掘調査延べ人数（総発掘延べ作業員数 C）に対して、発掘担当者が指揮する作業員数で除することで算定できる。あるいは、発掘作業可能期間がわかっている場合、発掘作業日数を除することで、1日あたりの必要作業員数が算定できる。

発掘担当者は、発掘作業前に必要な機材・設備を準備した上で発掘作業へ着手し、終了後にはこれらを撤収することとなる。よって、発掘担当者は、発掘作業の準備・撤収期間を含めた期間が必要な作業量となる。

4.2 整理等作業積算基準

整理等作業量は、その作業内容から見て一般的に出土した遺構・遺物の数量や内容

によって大きく変動するものであり、遺構・遺物の数量が増加すれば整理等作業量はそれに応じて増加する傾向がある。遺構・遺物の数量や内容は、発掘作業における作業員等の延べ人数に反映されることから、発掘作業量と整理等作業量は一定の相関関係にあると考えられる。従って、整理作業等に要する作業員・調査員数を算出する方法としては、発掘作業に要する作業員数・調査員数を基礎として一定の比率を乗ずる方法が適当と考えられる。整理作業等に要する延べ人数の標準歩掛は、発掘作業に対して、作業員は 0.5 とするのが適当である。また、自然科学的分析を専門的業務委託する場合には、整理等作業における土壌サンプルの水洗選別作業、炭化物の選別作業、種子圧痕の型取作業などの準備作業が必要となるため、標準歩掛は 0.6 とする。必要な延べ整理作業員数から整理期間を算定することとなる。遺物の出土量は発掘作業に影響を及ぼすと共に、整理作業等を行うに当たり作業員数・整理作業日数にも影響を及ぼすものである。遺物量についての補正は 1,000m² あたりに換算して整理箱 13 箱を標準に、5 箱以下から 30 箱以上まで 0.5～2.0 とするのが適当である。この期間に対して発掘調査担当者は、整理作業を指揮することとなるが、これ以外に報告書の執筆・編集を行うこととなる。発掘調査担当者は、整理作業員を必要とする期間に 1.4 を乗じた整理作業量が適当である。

○計算式

$$\begin{aligned} \text{延べ整理作業員数} &= \text{延べ発掘作業員数} \times \text{整理作業員係数 (0.5 または 0.6)} \\ &\quad \times \text{遺物量補正係数} \end{aligned}$$

$$\text{整理期間} = \text{延べ整理作業員数} \div \text{1日の整理作業員数}$$

$$\text{延べ整理調査員数} = \text{整理期間} \times \text{整理調査員係数 (1.4)}$$

4.3 報告書の分量

報告書の分量を左右するのは掲載される実測図・写真等の量とそれに伴う記載事項の分量である。報告書の分量については、発掘調査において検出された遺構の種類と件数によって積算する。報告書の構成については、山梨県埋蔵文化財発掘調査基準により作成するものとし、表紙・目次・抄録、遺跡環境等の前文、本文として遺構・遺物についての事実記載・実測図、総括、写真図版などからなる。表紙・目次・抄録等は 15 頁、前文部分は 10 頁とするのが適当である。本文は、記載する遺構の種類によって歩掛をそれぞれ定め、件数によって積算する。総括は、本文の 10%の頁数とするのが適当である。写真図版は、本文の 15%とするのが適当である。

○計算式

$$\text{報告書の総頁数} = \text{表紙・目次・抄録 15 頁} + \text{前文 10 頁} + \text{本文 (遺構歩掛} \times \text{件数)} + \text{総括 (本文 10\%)} + \text{写真図版 (本文 15\%)}$$

5 発掘調査経費の構成と費目

発掘調査に係る経費は、調査対象地の重機使用量、掘削土量に対するのべ作業員数、整理作業員数及び報告書量により、大枠が決まり、一日の作業量から期間が算定できる。そこに発掘に必要な設備、機械・器材等の借り上げ料、消耗品や印刷料等の需用費、測量や科学分析などの委託料が加わって発掘調査経費が積算されることとなる。発掘調査の諸条件により

規模・仕様についてその必要性をよく検討して算出する必要がある。調査経費の項目は、表4のとおりである。

6 今後の課題と検討及び見直しについて

山梨県基準の積算基準について、整理作業等について示した作業量は発掘調査作業について示した基準とは精度の点で異なることから、特に今後の積み重ねにより、その基本的考え方、標準歩掛、補正項目及びその係数、報告書分量の目安等が適当であるかどうかについて十分検討していく必要がある。また、整理作業等にかかる技術の向上や電子媒体による記録類及び報告書の在り方等の検討を行い、見直しを図ることも必要である。総体的な見直しについては、今後の実績の蓄積を踏まえた上で必要性があると判断したときに行うものとする。

附則

この基準は、平28年4月1日から適用する

表 1 各掘削作業の標準歩掛と補正係数

作業項目	標準歩掛	補正項目	補正係数
表土人力掘削	2.5m ³ /人日	土質	簡単 ~1.6 やや簡単 ~1.3 普通 1.0 やや困難 0.8~ 困難 0.6~
		作業員	女性主体 0.5 高齢者男性主体 0.7 壮年男性主体 1.0
表土重機掘削 バックホー	180m ³ /台日 山積 0.8 m ³ (平積 0.6 m ³)		簡単 ~1.2 通常 1.0 慎重 0.8~
		土質	困難 0.6 (礫混じりの地山、湧水がある軟弱地盤など)
	100m ³ /台日 山積 0.45 m ³ (平積 0.35 m ³)		簡単 ~1.5 通常 1.0 慎重 0.8~
		土質	困難 0.6 (礫混じりの地山、湧水がある軟弱地盤など)
	35m ³ /台日 山積 0.28 m ³ (平積 0.2 m ³)		
16m ³ /台日 山積 0.14 m ³ (平積 0.1 m ³)			
包含層掘削	0.9m ³ /人日	土質	簡単 1.1 普通 1.0 困難 0.9 非常に困難 0.6 (湧水がある軟弱地盤など)
		遺物量 1	少量単純 1.1 普通 1.0 多量複雑 0.9 非常に複雑 0.7 (遺構の可能性が高い包含層)
遺構確認	60 m ² /人日	遺構密度	薄い 1.2 普通 1.0 濃い 0.8
		識別難易度	簡単 1.2 普通 1.0 困難 0.8
遺構掘削	0.4m ³ /人日	土質	簡単 1.1 普通 1.0 困難 0.9 非常に困難 0.6 (湧水がある軟弱地盤など)
		遺構内容	単純 1.2 やや単純 1.1 普通 1.0 やや複雑 0.9 複雑 0.8

			非常に複雑 0.6
		遺物量2	少量単純 1.1 普通 1.0 多量複雑 0.9 非常に複雑 0.7
全体		夏季 冬季	7月～9月 1.3 12月～3月 1.3 例) 5月～11月調査期間の場合 $((3ヶ月 \times 1.3) + 4ヶ月) \div 7ヶ月 = 1.129$
全体		作業員 習熟度	初心者 1.2 標準 1.0 (発掘作業経験 2～3年) 熟練 0.8 (発掘作業経験 4年以上)

表2 遺構標準種別表

遺構種別	標準規模			標準土量	報告書
	長辺 m	短辺 m	深さ m	m ³	遺構歩掛
旧石器ブロック※	5.0	5.0	0.3	7.5	4
縄文住居	5.4 (柱穴分含む)	5.0	0.5	13.5	5
敷石住居	6.4 (柱穴分含む)	6.0	0.5	19.2	5
地床炉付住居	5.0	5.0	0.5	12.5	4
カマド付住居	5.0	5.0	0.5	12.5	4
焼失住居	5.0	5.0	0.5	12.5	4
鍛冶遺構付住居	5.0	5.0	0.5	12.5	4
掘立柱建物	0.3	0.3	0.5	0.27 (6基分)	0.5
土坑	0.8	0.8	0.5	0.32	0.1
ピット	0.3	0.3	0.5	0.045	0.01
溝	20.0	1.0	0.5	10.0	2
古墳(墳丘)※	10.0	10.0	4.0	400	10
古墳(周溝)幅	10.0	2.0	0.5	10.0	2
地下式坑	2.0	1.0	2.0	4.0	0.4
その他					
方形周溝墓	溝に準ずる				5
墓 ※	土坑に準ずる				0.5
水田 ※	包含層に準ずる				※
城 ※	包含層に準ずる				※
館跡 ※	包含層に準ずる				※
屋敷跡 ※	包含層に準ずる				※

※内容により別途協議によって定める

表3 補正係数の根拠

補正項目	土質区分	分類土質	ランク	係数
土質	砂	砂	簡単	～1.6
	砂質土、普通土、砂質ローム（しまりなし N値10以下）	砂質土	簡単	～1.6
	砂質土、普通土、砂質ローム	砂質土	普通	1.0
	レキ質土、砂利混じり土、レキ	レキ質土	困難	0.6～
	粘土、粘性土、シルト質ローム、砂質粘性 土、粘土質ローム、火山灰質粘性土、有機 質土	粘性土	困難	0.6～
	礫混じりの地山、湧水がある軟弱地盤など		困難	0.6
補正項目	補正条件		ランク	係数
表土人力掘削 作業員	○想定値 (採用作業員の性別、年齢が予見できない場合)			1.0
	(あらかじめ作業員の性別、年齢が特定できる場合)		壮年男性	1.0
			高齢者男性主体	0.7
			女性主体	0.5
○平均値（あらかじめ作業員の性別、年齢が把握できる場合） ※全体の平均値により1.0～0.5までの補正值とする 例) (女性0.5×5人) + (壮年男性1.0×5人) ÷ 10人 = 補正值0.75			1.0～ 0.5	
補正項目	補正条件		ランク	係数
重機掘削 バックホウ	障害なし。構造物等の障害物に作業が制限されない。連続 作業ができる。		簡単	1.5
				1.2
排出ガス対策型・ク ローラ 平爪	障害あり。構造物等の障害物に作業が制限される。連続掘 削ができない。		普通	1.0
包含層掘削の遺物 量	1箱未満 /100㎡		少量単純	1.1
	1箱以上 /100㎡		普通	1.0
	2箱以上 /100㎡		多量複雑	0.9
	遺構の可能性が高い包含層		非常に複雑	0.7
遺構密度	20㎡未満 /100㎡		薄い	1.2
	25㎡前後 /100㎡		普通	1.0
	30㎡以上 /100㎡		濃い	0.8
識別難易度	5cm未満の掘削で確認		簡単	1.2
	5cmの掘削で確認		普通	1.0
	5cm以上の掘削で確認		困難	0.8
遺構内容	土坑・ピット・水田・旧石器 等		単純	1.2
	竪穴住居（地床炉）・溝・掘立柱建物・単独埋甕 等		やや単純	1.1
	竪穴住居（石囲炉） 等		普通	1.0
	配石（小規模）・焼失住居・鍛冶遺構付住居 等		やや複雑	0.9
	竪穴住居（カド）・古墳石室・井戸・石垣 等		複雑	0.8
	敷石住居 等		非常に複雑	0.6
遺構掘削の遺物量	0.5箱未満 /10㎡		少量単純	1.1
	0.5箱～1箱 /10㎡		普通	1.0

	2 箱以上 /10 m ²	多量複雑	0.9
補正項目	補正条件		ランク
作業員習熟度	初心者 発掘作業経験なし		1.2
	標準 発掘作業経験 2～4 年		1.0
	熟練 発掘作業経験 5 年以上		0.8
出土遺物量 (整理)	5 箱以下 /1000 m ²		0.5
	9 箱 /1000 m ²		0.75～
	13 箱 /1000 m ²		1.0
	18 箱 /1000 m ²		～1.25
	22 箱 /1000 m ²		～1.5
	26 箱 /1000 m ²		～1.75
	30 箱以上 /1000 m ²		2.0

表4 発掘調査経費の構成と費目

【調査経費】			
調査費			
共済費		労災保険料、雇用保険料、 社会保険 等	労働者災害補償保険法等の社会保 険関係法令による。
賃金・報酬		作業員、調査補助員 等	
報償費		調査指導員等の謝金 等	
旅費		発掘担当者旅費、調査指導者 旅費、事務連絡旅費 等	
需用費	消耗品費	発掘用品、文具、フィルム、 安全基準費 等	安全基準費は安全帽、看板、仮囲い 等の経費。
	燃料費	ガソリン、軽油 等	発電機、現場用公用車等の燃料。
	印刷製本費	写真現像・焼付、コピー、 報告書印刷費 等	
	光熱水費	水道料、電気料 等	
役務費	通信運搬費	通信費、電話料、報告書送料、 輸送料 等	
	広告料	チラシ	作業員募集用のチラシ（新聞折込） 代金。
	手数料	汲取費 等	仮設トイレ屎尿汲み取り等
委託料		実測、測量、写真撮影、自然 科学分析、保存処理、掘削、 安全警備委託 等	
使用料及び賃借料		重機、発掘調査器材、発掘調 査用施設・設備 等	